

# 福岡県公報

平成19年10月10日  
第2736号

## 目次

告示(第1848号—第1879号)

|                        |            |   |
|------------------------|------------|---|
| 開発行為に関する工事の完了          | (都市計画課)    | 1 |
| 開発行為に関する工事の完了          | (都市計画課)    | 2 |
| 開発行為に関する工事の完了          | (都市計画課)    | 2 |
| 開発行為に関する工事の完了          | (都市計画課)    | 2 |
| 開発行為に関する工事の完了          | (都市計画課)    | 2 |
| 大規模小売店舗の新設の届出          | (商業・地域経済課) | 2 |
| 保安林予定森林の所在場所等          | (治山課)      | 3 |
| 保安林予定森林の所在場所等          | (治山課)      | 4 |
| 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (治山課)      | 4 |
| 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (治山課)      | 4 |
| 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (治山課)      | 5 |
| 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (治山課)      | 5 |
| 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (治山課)      | 5 |
| 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (治山課)      | 5 |
| 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (治山課)      | 6 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請       | (生活文化課)    | 6 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請       | (生活文化課)    | 6 |
| 都市計画事業の事業計画の変更の認可      | (下水道課)     | 7 |
| 県営土地改良事業計画の変更決定        | (農地計画課)    | 7 |
| 廃棄物が地下にある土地の区域の指定      | (廃棄物対策課)   | 7 |
| 都市計画事業の認可              | (公園街路課)    | 7 |

|                        |         |    |
|------------------------|---------|----|
| 都市計画事業の認可              | (公園街路課) | 8  |
| 都市計画事業の認可              | (公園街路課) | 8  |
| 開発行為に関する工事の完了          | (都市計画課) | 8  |
| 開発行為に関する工事の完了          | (都市計画課) | 9  |
| 解除に係る保安林の所在場所等         | (治山課)   | 9  |
| 開発行為に関する工事の完了          | (都市計画課) | 9  |
| 開発行為に関する工事の完了          | (都市計画課) | 9  |
| 公共測量の終了                | (土木管理課) | 10 |
| 土地改良法第95条第1項に定める者の換地処分 | (農地計画課) | 10 |
| 道路の区域の変更               | (道路維持課) | 10 |
| 道路の供用の開始               | (道路維持課) | 10 |

## 公告

|   |           |    |
|---|-----------|----|
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表                     | (廃棄物対策課)  | 11 |
| 落札者等の公示   | (健康対策課)   | 11 |
| 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示                              | (薬務課)     | 11 |
| 公安委員会   |           |    |
| 福岡県行政手続条例に基づく意見募集                                 | (警察本部会計課) | 12 |
| 正誤  |           |    |
| 福岡県の人事行政の運営等の状況の公表(平成19年9月28日福岡県公報第2732号増刊 公告)中正誤 |           | 12 |

## 告示

福岡県告示第1848号  
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字山田字前城谷3042 - 1 及び3043 - 2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称および代表者氏名

北九州市門司区西海岸1丁目4番20号

株式会社 邑本興産 代表取締役 邑本 順子

福岡県告示第1849号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字南原字小豆口1623 - 3、字金出1624 - 4、1624 - 5、大字集字渋柿2358 - 1、2358 - 3から2358 - 7まで及び2360 - 1から2360 - 10まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町大字苅田229番地

藤川 清

福岡県告示第1850号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町大字南里字ムタ田63番2及び64番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都台東区上野7丁目14番4号

ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 越智 壯

福岡県告示第1851号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字大隈字辻畑904 - 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町花ヶ浦4丁目13番13号

田川 賢

福岡県告示第1852号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字稲童字長迫662 - 50から662 - 63まで、字大山1116 - 1、及び1116 - 8から1116 - 12まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

行橋市中央1丁目1番2号

行橋市土地開発公社 理事長 末次 勝

福岡県告示第1853号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成19年9月19日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグストアモリ小郡七夕通り店

(2) 所在地 福岡県小郡市小坂井字五反田130 - 2 外

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称    | 住所                |
|-----------|-------------------|
| ナチュラル株式会社 | 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称    | 住所                |
|-----------|-------------------|
| ナチュラル株式会社 | 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 |

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年5月20日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,719m<sup>2</sup>

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置              | 収容台数(台) |
|---------------------|---------|
| 小郡市小坂井字五反田130 - 2 外 | 69      |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐輪場の位置              | 収容台数(台) |
|---------------------|---------|
| 小郡市小坂井字五反田130 - 2 外 | 50      |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置           | 面積(平方メートル) |
|---------------------|------------|
| 小郡市小坂井字五反田130 - 2 外 | 32         |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置        | 容量(立方メートル) |
|---------------------|------------|
| 小郡市小坂井字五反田130 - 2 外 | 12.35      |

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者の氏名   | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|-----------|------|-------|
| ナチュラル株式会社 | 午前9時 | 午後11時 |

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後11時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 小郡市小坂井字五反田130 - 2 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 福岡県告示第1854号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡新宮町大字相島字井ノ上773(次の図に示す部分に限る。)、字堂ノ上816から818まで、821、819(次の図に示す部分に限る。)、字家ノ上1448の1、1449の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び新宮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1855号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

糸島郡二丈町大字福井字ヒエコバ4228、4235

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び二丈町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1856号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年12月14日農林水産省告示第2023号（3及び7に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに前原市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1857号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年2月14日農林水産省告示第188号（3及び4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに古賀市役所及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1858号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年4月25日農林水産省告示第517号（2及び3に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに前原市役所及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1859号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年5月30日農林水産省告示第728号（2及び3に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1860号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年7月8日農林水産省告示第929号（1及び3に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに豊前市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第1861号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

なお、平成19年9月福岡県告示第1758号は、取り消す。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年6月福岡県告示第894号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1862号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

なお、平成19年9月福岡県告示第1760号は、取り消す。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成4年3月福岡県告示第605号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1863号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成19年9月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人久留米市手をつなぐ育成会
  - (2) 代表者の氏名  
浅井 泰則
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県久留米市長門石1丁目1番34号 久留米市総合福祉センター内
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者問題に関する啓発活動及び障害者に対する生活支援事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1864号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成19年9月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称

NPO法人石けん愛好会

(2) 代表者の氏名

野田 佐智子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市上津町2131番地44

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して廃油石けんの製造と利用に関する事業を行い、もって地球環境の保全と人類の健康保持に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1865号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年9月福岡県告示第1769号新宮都市計画下水道事業新宮町公共下水道（新宮町施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

新宮町

2 都市計画事業の種類及び名称

新宮都市計画下水道事業新宮町公共下水道

3 事業施行期間

昭和46年12月3日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成18年福岡県告示第1769号の事業地に次の事業地を加える。

新宮町緑ヶ浜四丁目の一部。

同町緑ヶ浜三丁目の一部。

同町大字上府字大坪、字沖田、字林崎、字長尾及び字河原田の一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1866号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

| 縦覧に供する書類                      | 縦覧期間                          | 縦覧場所  |
|-------------------------------|-------------------------------|-------|
| 県営西吉富西部地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し | 平成19年10月10日から<br>平成19年11月7日まで | 上毛町役場 |

福岡県告示第1867号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定する区域

朝倉市入地2585番地1

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イに掲げる埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号に規定する朝倉市により一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所であって廃止されたもの

福岡県告示第1868号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業 3・3・207号 城野駅南口線

北九州都市計画駐車場事業 10号 城野駅南口自転車駐車場

3 事業施行期間

平成19年10月10日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

北九州市小倉南区重住1丁目及び城野2丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1869号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業 3・3・36号 和白新宮線

3 事業施行期間

平成19年10月10日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市東区塩浜1丁目、和白5丁目、三苦1丁目及び三苦4丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1870号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

遠賀町

2 都市計画事業の種類及び名称

遠賀都市計画道路事業 3・4・11号 駅南線

3・4・11号 駅南線（駅前広場）

8・7・1号 遠賀川駅自由通路線

3 事業施行期間

平成19年10月10日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

遠賀郡遠賀町大字今古賀字新川、大字広渡字観ノ目、大字木守字北溝端及び大字木守字南溝端並びに遠賀川1丁目地内

(2) 使用の部分

遠賀郡遠賀町遠賀川1丁目地内

福岡県告示第1871号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市二日市北2丁目249-3及び249-11から249-13まで



## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神3丁目9番25号

株式会社ダックス 代表取締役 平崎 守

東京都新宿区市谷台町8番8号

株式会社パワーズアンリミテッド 代表取締役 前田 喜美子

福岡県告示第1872号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称（第1工区）

糟屋郡新宮町杜の宮1丁目840 - 406、840 - 411、1592 - 1016、1592 - 1025から1592 - 1028まで、1592 - 1031、杜の宮2丁目840 - 329、840 - 403、840 - 412から840 - 416まで、杜の宮3丁目1 - 1から1 - 11まで、2 - 1から2 - 10まで、3 - 1から3 - 26まで、4 - 1から4 - 16まで、5 - 1から5 - 8まで、6 - 1から6 - 7まで、7 - 1から7 - 8まで、8 - 1から8 - 15まで、100から107まで、840 - 176、大字下府字浜840 - 330、840 - 331、840 - 404、840 - 405、840 - 418、840 - 419、大字上府字浜1592 - 1023、1592 - 1024、1592 - 1029及び1592 - 1030

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都千代田区外神田4丁目14番1号

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 代表取締役社長 三ツ村 正規

福岡県告示第1873号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 解除に係る保安林の所在場所

福岡市西区大字玄界島字寄木199の4、202の2

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

福岡県告示第1874号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字有田字塞ノ本533番1

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

前原市浦志三丁目13番5号

榎崎 和枝

福岡県告示第1875号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字有田字東泉寺1082番4

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

前原市篠原西三丁目9番4 - 101号

山崎 博文

山崎 節

## 福岡県告示第1876号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域          | 終了年月日      |
|---------------|------------|
| 北九州市八幡東区東田四丁目 | 平成19年8月20日 |

## 福岡県告示第1877号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項に定める者から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

| 土地改良事業の事業主体名        | 換地処分をした地域 | 換地処分年月日   |
|---------------------|-----------|-----------|
| 飯塚市上三緒黒の内土地改良事業共同施行 | 飯塚市上三緒    | 平成19年9月4日 |

## 福岡県告示第1878号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名                | 変更前後別 | 区 間   | 幅 員<br>(メートル)    | 延 長<br>(メートル) |
|--------|-------|--------------------|-------|---|------------------|---------------|
| 久留米    | 県 道   | 久留米<br>筑紫野 線       | 前     | 久留米市北野町中882番1先から<br>同市北野町中888番1先まで                  | 8.0<br>～<br>8.6  | 168.5         |
|        |       |                    | 後     | 同上  | 9.3<br>～<br>17.0 |               |
| 久留米    | 県 道   | 田主丸<br>停車場線<br>石 垣 | 前     | 久留米市田主丸町田主丸<br>1168番6先から<br>同市田主丸町田主丸1180番<br>19先まで | 6.5<br>～<br>10.2 | 205.0         |
|        |       |                    | 後     | 同上  | 8.5<br>～<br>11.2 |               |

## 福岡県告示第1879号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年10月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路線名          | 供 用 開 始 の 区 間                      |
|--------|--------------|------------------------------------|
| 久留米    | 久留米<br>筑紫野 線 | 久留米市北野町中882番1先から<br>同市北野町中888番1先まで |

公 告

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 処分を受けた事業者

## (1) 名称

有限会社エナジーシステム

## (2) 所在地

京都府みやこ町勝山箕田87番地

## (3) 代表者

代表取締役 中島 みどり

## 2 行政処分の内容

産業廃棄物処分業の許可の取消し

## 3 処分の年月日

平成19年9月21日

## 4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の規定に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号二の規定に該当して法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 契約に係る物品の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬タミフル 100カプセル入り22,431箱

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県保健福祉部健康対策課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 契約の相手方を決定した日

平成19年7月19日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

## (1) 氏名

中外製薬株式会社

## (2) 住所

東京都北区浮間5丁目5番1号

## 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

529,932,375円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（b）に該当

## 公告

薬事法施行細則の一部を改正する規則案について、平成19年8月10日（案の公示の日）から平成19年9月10日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成19年10月10日に公布しました。

平成19年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

## 問い合わせ先

保健福祉部薬務課薬事係

電話：092 - 643 - 3284

メールアドレス : yakumu@pref.fukuoka.lg.jp

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第356号

福岡県行政手続条例第37条第1項の規定に基づき、遺失物法改正に伴う特例施設占有者の指定等に関する審査基準等（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成19年10月10日

福岡県公安委員会

- 1 意見募集期間  
平成19年9月27日から平成19年10月26日まで
- 2 概要、受付方法等  
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部会計課に備え置く。

## 正 誤

| 発行年月日   | 公報<br>番号 | 種類  | 同上<br>番号 | ページ | 欄 |   | 行 | 備 考 | 正   |     |     |     | 誤   |     |     |     |     |
|---------|----------|-----|----------|-----|---|---|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|         |          |     |          |     | 上 | 下 |   |     | その他 |     |     |     | その他 |     |     |     |     |
| 19・9・28 | 2732     | 公 告 |          | 2   |   |   |   |     | その他 | 873 | 167 | 246 |     | その他 | 872 | 167 | 245 |